

見附市告示第54号

地方税法第416条第3項の規定に基づき、令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供します。

記

1 縦覧期間

自 令和6年4月 1日 (月)
至 令和6年4月30日 (火)
(期間中の執務時間内)

2 場所

見附市役所市民税務課

令和6年3月29日

見附市長 稲 田 亮